

【令和6・8年度診療報酬改定 参考資料】

ICT(はち丸ネットワーク)の利用にかかる 「在宅医療情報連携加算」の算定について (医療機関向け)

- ※ 本資料は令和6年3月5日及び令和8年3月5日に厚生労働省より発出された通知・診療報酬改定等の概要資料に基づき作成しております。
- ※ 「在宅医療情報連携加算」については、算定要件・施設基準等を満たす形ではち丸ネットワークをご利用いただくことにより、算定可能であるものと考えております。なお、今後の新たな通知や疑義解釈等で変更になる可能性があること、および算定を確約するものではないことをご了承ください。

名古屋市はち丸在宅支援センター
(運営:一般社団法人名古屋市医師会)



令和6年度「在宅医療情報連携加算」新設時概要

令和6年度診療報酬改定 II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

在宅医療におけるICTを用いた連携の推進

➤ 在宅で療養を行っている患者等に対し、ICTを用いた連携体制の構築を通じて、質の高い在宅医療の提供を推進する観点から、医療・ケアに関わる関係職種がICTを利用して診療情報を共有・活用して実施した計画的な医学管理を行った場合の評価、患者の急変時等に、ICTを用いて関係職種間で共有されている人生の最終段階における医療・ケアに関する情報を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合の評価等を実施。



【厚生労働省資料】令和6年度診療報酬改定の概要 在宅（在宅医療、訪問看護）】より抜粋

在宅医療におけるICTを用いた連携の推進①

在宅医療情報連携加算の新設

- 他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いて記録（以下、単に「記録」とする。）した患者に係る診療情報等を活用した上で、医師が計画的な医学管理を行った場合の評価を新設する。

（新）在宅医療情報連携加算（在医総管・施設総管・在宅がん医療総合診療料） 100点

算定要件

- 【算定要件】（概要）
- 医師が、医療関係職種等により記録された患者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、計画的な医学管理を行うこと及び医師が診療を行った際の診療情報等について記録し、医療関係職種等に共有することについて、患者からの同意を得ていること。
 - 以下の情報について、適切に記録すること
 - 次回の訪問診療の予定日及び当該患者の治療方針の変更の有無
 - 当該患者の治療方針の変更の概要（変更があった場合）
 - 患者の医療・ケアを行う際の留意点（医師が、当該留意点を医療関係職種等に共有することが必要と判断した場合）
 - 患者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望（患者又はその家族等から取得した場合）
 - 医療関係職種等が当該情報を取得した場合も同様に記録することを促すよう努めること。
 - 訪問診療を行う場合に、過去90日以内に記録された患者の医療・ケアに関する情報（当該保険医療機関及び当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関等が記録した情報を除く。）をICTを用いて取得した情報の数が1つ以上であること。
 - 医療関係職種等から患者の医療・ケアを行うに当たっての助言の求めがあった場合は、適切に対応すること。

施設要件

- 【施設基準】（概要）
- (1) 患者の診療情報等について、連携する関係機関とICTを用いて共有し、常に確認できる体制を有しており、共有できる体制にある連携する関係機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が、5以上であること。
 - (2) 地域において、連携する関係機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には連携体制を構築すること。ただし、診療情報等の共有について同意していない患者の情報については、この限りでない。
 - (3) 厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
 - (4) (1)に規定する連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示及び原則としてウェブサイトに掲載していること。



- 診療情報、治療方針
- 医療関係職種等が医療・ケアを行う際の留意事項
- 人生の最終段階における医療・ケア等に関する情報等の情報共有

令和8年度「在宅医療情報連携加算」見直し概要

令和8年度診療報酬改定 II-5-2 重症患者等の様々な背景を有する患者への訪問看護の評価-③

在宅医療情報連携加算の見直し

使用可能なICTの要件等の明確化

- ▶ 在宅医療情報連携加算について、適切な情報連携体制を整備する観点から、使用することができるICTの要件等について、明確化を行う。

現行

- 【在宅医療情報連携加算】
【施設基準】
- (1) 連携機関とICTを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している医療機関であること。
(新設)
 - (3) 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には、連携体制を構築すること。ただし、診療情報等の共有について同意していない患者の情報については、この限りでない。
 - (2)・(4)・(5) (略)

※ 在宅歯科医療情報連携加算についても同様。



改定後

- 【在宅医療情報連携加算】
【施設基準】
- (1) 連携機関とICTを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している医療機関であること。
 - (2) (1)の体制は、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - ア 記録された患者の診療情報等については、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
 - イ 診療情報等の共有について、患者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち、患者が同意した者のみにおいて、保管された当該情報の共有がICTを用いて行われるものであること。
 - ウ 参加者の範囲を随時設定することが可能であること。なお、情報の内容に応じて、参加者のうち情報共有される者の範囲を任意に設定できるICTを用いることが望ましい。
 - エ 参加者が、保管された当該情報について、常時、閲覧・取得を行うことが可能であること。なお、保管された当該情報が、患者ごとに、時系列で速やかに表示されるICTを用いること。
 - オ 参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。なお、文字情報の共有だけではなく、画像・映像の共有等の機能を有するICTを用いることが望ましい。
 - カ 体制の整備にあたっては、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベートSNSに係る事項を参考とすること。
 - キ 安全な通信環境を確保するために、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
 - (4) 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には当該体制を運営する関係者の間で定めた取り決めに基づき、連携体制を構築すること。なお、連携体制が煩雑なものとならないよう、地域で同一の連携体制を構築することが望ましい。
 - (3)・(5)・(6) (略)

21

イ 訪問診療を行った日に当該保険医療機関の職員が、次回の訪問診療の予定日及び
当該患者の治療方針の変更の有無について、ICTを用いて医療関係職種等に共有
できるように記録すること。また、当該患者の治療方針に変更があった場合には、
医師がその変更の概要について同様に記録すること。

ウ 訪問診療を行った日に医師が、患者の医療・ケアを行う際の留意点を医療関係
職種等に共有することが必要と判断した場合において、当該留意点をICTを用い
て医療関係職種等に共有できるように記録すること。

エ 当該保険医療機関の患者の医療・ケアに関わる者が、患者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望を患者又はその家族等から取得した場合に、患者又はその家族等の同意を得た上でICTを用いて医療関係職種等に共有できるように記録すること。なお、医療関係職種等が当該情報を取得した場合も同様に記録することを促すよう努めること。

オ 訪問診療を行う場合に、過去 90 日以内に記録された患者の医療・ケアに関する情報(当該保険医療機関及び当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関等が記録した情報を除く。)をICTを用いて取得した数が1つ以上であること。なお、当該情報は当該保険医療機関において常に確認できる状態であること。

カ 医療関係職種等から患者の医療・ケアを行うに当たっての助言の求めがあった場合は、適切に対応すること。

【施設基準】

- (1) 在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）と **ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している** 保険医療機関であること。

(2) (1)の体制は、以下の全ての要件を満たすものであること。

- ア 記録された患者の診療情報等については、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- イ 診療情報等の共有について、患者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち、患者が同意した者のみにおいて、保管された当該情報の共有がICTを用いて行われるものであること。
- ウ 参加者の範囲を随時設定することが可能であること。なお、情報の内容に応じて、参加者のうち情報共有される者の範囲を任意に設定できるICTを用いることが望ましい。
- エ 参加者が、保管された当該情報について、常時、閲覧・取得を行うことが可能であること。なお、保管された当該情報が、患者ごとに、時系列で速やかに表示されるICTを用いること。
- オ 参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。なお、文字情報の共有だけでなく、画像・映像の共有等の機能を有するICTを用いることが望ましい。
- カ 体制の整備にあたっては、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会(HISPRO)が公表している「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベートSNSに係る事項を参考とすること。
- キ 安全な通信環境を確保するために、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。



はち丸ネットワークは厚生労働省の定める

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を始め

各要件に対応しています！

(3) 当該医療機関と患者の診療情報等を共有している連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が、5以上であること。

(4) 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には、当該体制を運営する関係者の間で定めた取り決めに基づき、連携体制を構築すること。なお、連携体制が煩雑なものとならないよう、地域で同一の連携体制を構築することが望ましい。

(5) (1)に規定する連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(6) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

Word形式のデータをダウンロードできます。
各医療機関にて必要に応じて加筆修正のうえ、
院内の掲示、ウェブサイトへの掲載にご活用ください。

院内掲示・ウェブサイトへの掲載（見本）

当院では訪問診療において ICT ツールを活用しています

当院は、患者様の同意に基づき、以下の連携機関(医療・介護施設)と ICT ツール(はち丸ネットワーク)を活用して、患者様の医療・ケアに関わる情報を共有しています。

【連携機関】

- 〇〇病院、〇〇歯科クリニック、〇〇薬局、
- 〇〇訪問看護ステーション、〇〇居宅介護支援事業所、
- 〇〇訪問介護事業所 等

「はち丸ネットワーク」とは？

患者様の同意に基づき、患者様の医療・介護・健診情報について、電子ネットワークを通じて、医療機関・介護事業所等が閲覧・共有することにより、迅速で適切な医療・介護の提供へ繋げることを支える仕組みです。名古屋市医師会が運営しています。

はち丸ネットワークは、厚生労働省の定めるガイドラインに準拠したセキュリティ対策を講じて運用しております。



はち丸ネットワークの詳細はこちらの URL や二次元コードからご参照いただけます。

<https://ehr.hachimaru-net.nagoya/>



20〇〇年〇月

〇〇クリニック 院長 〇〇 〇〇

施設基準届出様式（記載例）

ICT連携で実績のある施設を5施設以上記載

院内掲示と同様の内容が掲載されているウェブサイトのURLを記入します

様式19の3
在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 ICTを用いて情報共有が可能な体制について
情報共有に使用するサービスの名称（主なもの） **はち丸ネットワーク**

（該当するものに○をつけること。）

記録された利用者の診療情報等が、連携機関の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
 情報を共有できる参加者の範囲を随時設定できること。
 参加者が、情報を常時、閲覧・取得ができ、利用者ごとに時系列で速やかに表示されること。
 参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。

（連携機関の名称、種類、住所を記載すること。）

連携機関の名称	〇〇病院
1 種類	保険医療機関
住所	名古屋市〇〇区〇〇町1-2-3
連携機関の名称	〇〇歯科クリニック
2 種類	保険医療機関
住所	名古屋市〇〇区〇〇町2-3-4
連携機関の名称	〇〇薬局
3 種類	保険薬局
住所	名古屋市〇〇区〇〇町3-4-5
連携機関の名称	〇〇訪問看護ステーション
4 種類	訪問看護ステーション
住所	名古屋市〇〇区〇〇町4-5-6
連携機関の名称	〇〇居宅介護支援事業所
5 種類	居宅介護支援事業所
住所	名古屋市〇〇区〇〇町5-6-7
連携機関の名称	〇〇訪問介護
6 種類	訪問介護事業所
住所	名古屋市〇〇区〇〇町6-7-8
7 種類	
住所	
8 種類	
住所	
9 種類	
住所	

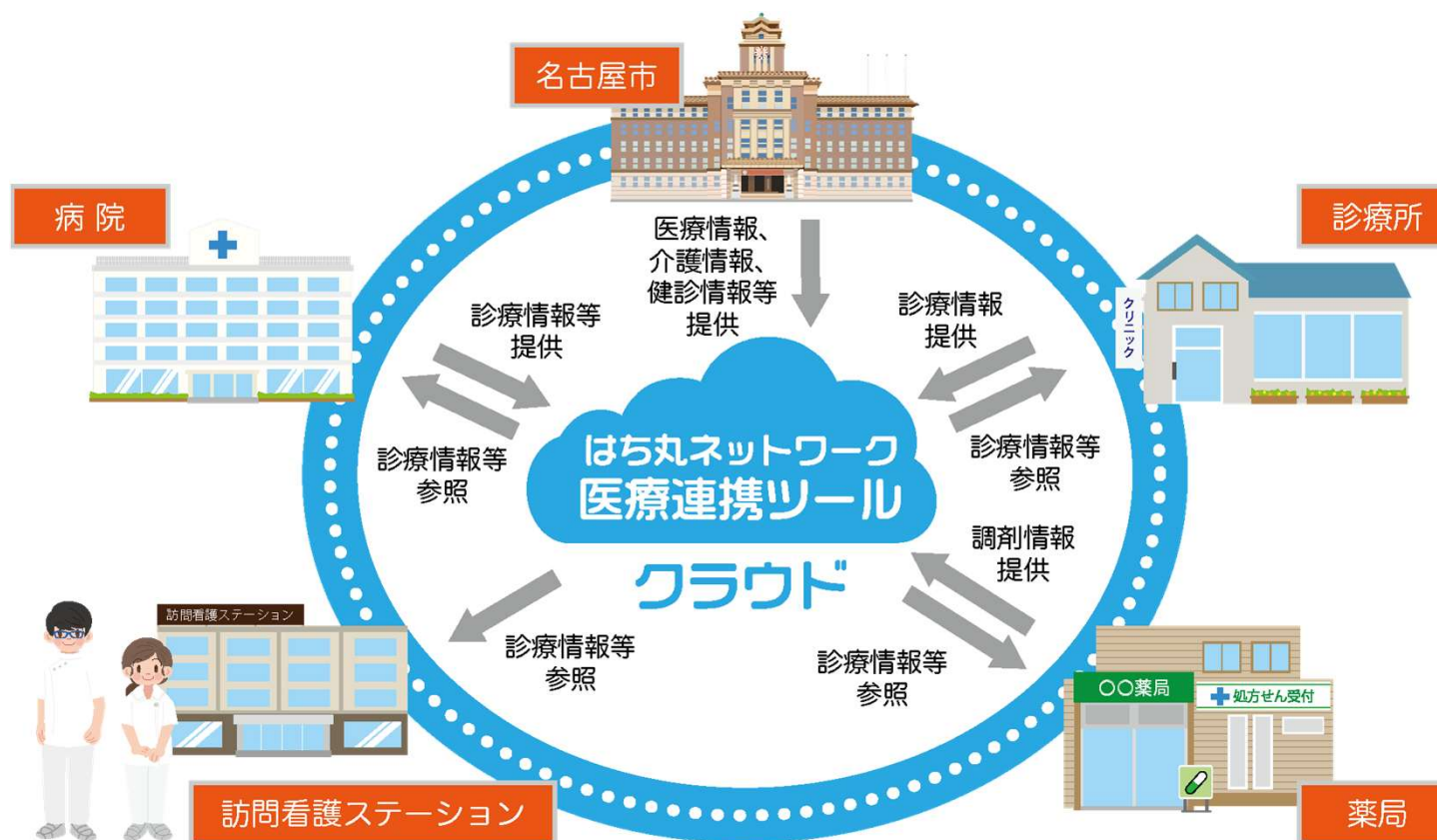
2 安全管理及び掲示に関する体制（該当するものに○をつけること。）

(1) 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベートSNSにかかる事項を参考としていること。
 (2) 厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考としていること。
 (3) 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に利用者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
 (4) (3)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。
 （掲載しているウェブサイトのURL：https://www.*****.ne.jp）

【記載上の注意】
 1 連携機関の種類については、保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者、市町村等の行政機関又は地域包括支援センター又はその他のいずれかかを記載すること。
 2 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、掲示しているホームページのURL等を記載すること。

はち丸ネットワークについて

患者の同意に基づき、市内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業所などをネットワークで結び、参加者（患者）の診療・調剤・介護情報を共有するシステムです。



多職種連携ツール（チャットルーム）

登録患者を支援する多職種間で情報共有を行うことができます。

WEB版(パソコン・スマホ等)

チャット切替

患者一覧

患者情報

チャットスペース

チャットルーム(パソコン)

自由ワードで検索

医師会デモ 患者(91歳)

男性

昭和08年(1933年)01月01日

愛知県名古屋市東区東1

愛知県名古屋市東区東1

高血圧薬を調べる

遠隔サマリひな形出力

遠隔サマリ出力

緊急シートを開く

変更履歴

診療・介護・健診を開く

私の患者を開く

私の患者を登録

基本情報 医療費請求 患科 薬剤 介護 バイタル

最終更新日: 2019/12/05

最終更新者: C T C 確認利用

利用

はち丸患者ID 2310000008002002

患者名 医師会デモ 患者

フリガナ イシカイデモ カンジャ

性別 男性

生年月日 昭和08年(1933年)01月01日

同意日 2023/05/18

医師(4) 15:28

医師(4) 15:28

本日訪問しました。特に変わりはありませんでした。

医師(4) 15:28

デモD 看護師

先生ご連絡ありがとうございます。来週、訪問する予定です。

医師(4) 15:30

医師(1) 15:31

お願いいたします

医師(1) 15:36

先日ご相談しました、エアーマット変更について福祉用具に依頼しました。「次回ヘルパー訪問時間に合わせて、何とか対応します。」との回答がありました。宜しくお願いいたします。

医師(0) 15:37

お願いいたします

メッセージを入力

モバイルアプリ版(スマホ等)

医師会デモ 患者 (20名)

既読(2) 15:28

本日訪問しました。特に変わりはありませんでした。

デモD 看護師

先生ご連絡ありがとうございます。来週、訪問する予定です。

既読(2) 15:30

医師(1) 15:31

お願いいたします

医師(1) 15:36

先日ご相談しました、エアーマット変更について福祉用具に依頼しました。「次回ヘルパー訪問時間に合わせて、何とか対応します。」との回答がありました。宜しくお願いいたします。

医師(0) 15:37

お願いいたします

メッセージを入力

災害チャット（災害相互支援）機能

有事の際は全ユーザーに応援要請ができます。また平時・有事に関わらず「災害に関する」情報共有にも活用できます。

はち丸ネットワーク新機能
災害チャットのご紹介

全ユーザーに応援要請！災害時も医療・介護サービスの提供を繋ぐ



※応援要請に関する通知は、区や職種を指定して受け取ることができます。

全ユーザーで情報共有！平時から災害に関する情報をキャッチ

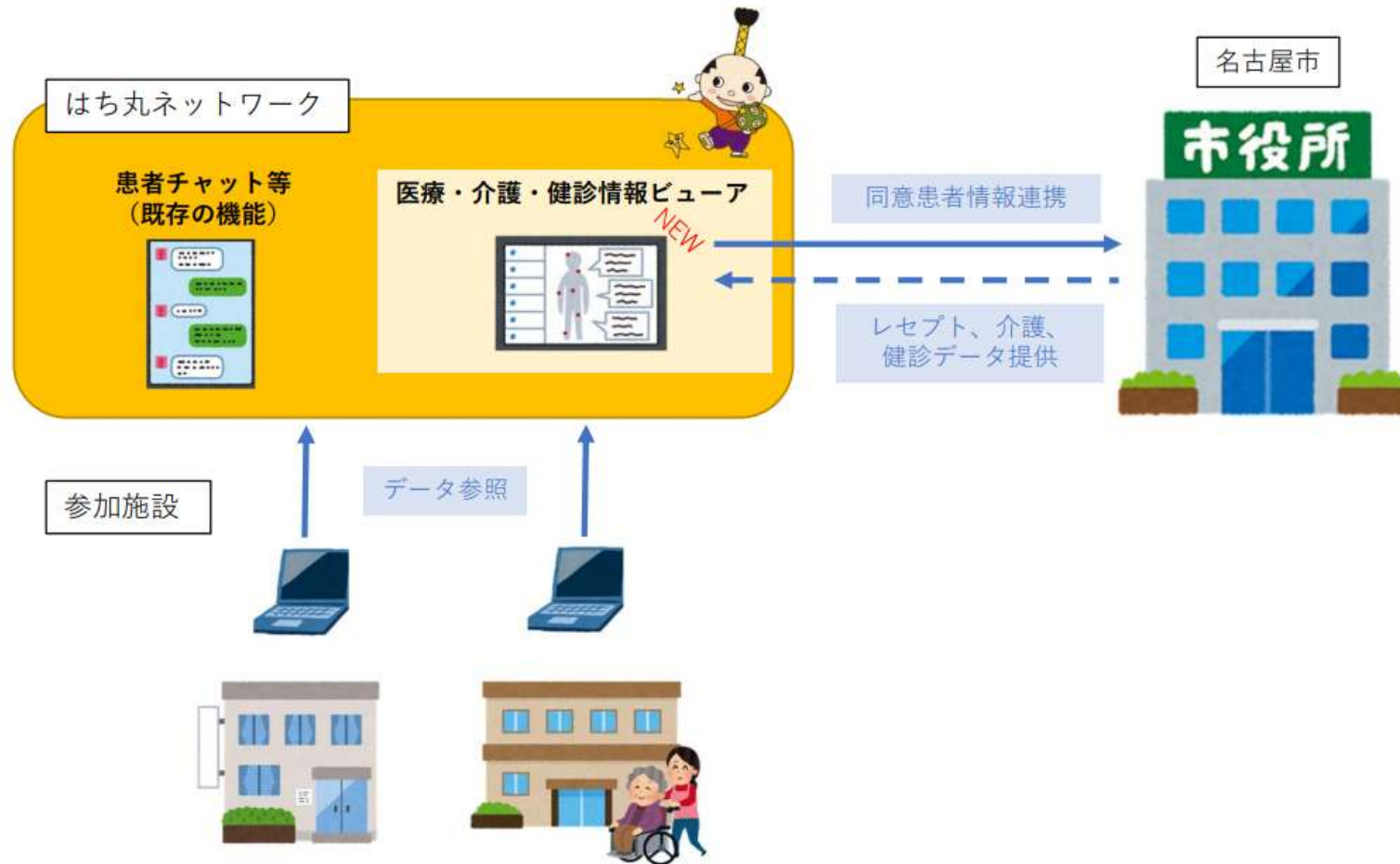
- **災害に関する情報共有チャットは、「全体ページ」と「各区ページ」**があります。
- 「全体ページ」では、職能団体から会員の被災状況等が発信されます。
- 「各区ページ」は、インフラに関する情報共有に活用できます。
- 平時は、災害に関する研修会等の情報共有に活用できます。

詳細はコチラ



医療・介護・健診情報ビューア

名古屋市より取得する医療、歯科、調剤のレセプト情報、介護情報、健診情報が閲覧できます。



モバイルアプリ版

スマートフォン・タブレット端末からは、利便性の高いモバイルアプリ版もご利用いただけます。



VPN接続が不要
簡単に接続できます！

プッシュ通知,通知バッジで
他の利用者の投稿がすぐにわかる！

生体認証でログイン
指紋や顔認証により
簡単・安全ログイン！

モバイルアプリ版も
使ってね！





はち丸ネットワークの活用で多職種連携 がよりスムーズになります！！

- ★ 名古屋市医師会と名古屋市が勧める多職種連携に特化したICTツール
- ★ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応したシステム
- ★ パソコン・タブレット・スマートフォンで閲覧、記録が可能
- ★ システム使用料 **無料**